

# 第8回京都建築賞 募集要項

主催・(一社)京都府建築士会 後援・京都府 京都市 宇治市(予定)

## 趣旨目的

京都建築賞は、京都の歴史的な文脈を踏まえつつ創造性の高い建築作品を表彰し、その活動と業績を広く社会に伝えることで、京都における建築の更なる継承・発展に資することを目的とします。藤井厚二賞部門は、先人の叡智に学び、新たな挑戦をしている建築士の飛躍の一助となることを意図しています。氏の建築に向き合う姿勢にふさわしい意欲あふれる作品の応募を期待します。

|                 | <京都建築賞>部門  | <藤井厚二賞>部門   |
|-----------------|--|---|
| 今回のテーマ          | 不問   | 愉快的な環境  |
| 応募者資格           | 応募作品の設計者。連名の場合は代表者名で申し込むこと。                                    |   |
| 対象建築物           | 京都府内に実在するもので、規模、用途、新築・改修等の別は問わないが、法的に必要なものについては完了検査済証の交付を受けたもの |   |
| 竣工年月日           | 2015年1月1日～2019年12月31日に竣工したもの                                   | 2010年1月1日～2019年12月31日に竣工したもの                                    |
| 審査委員会<br>(50音順) | 井上章一(国際日本文化研究センター教授)<br>竹山 聖(京都大学教授)<br>永山祐子(有限会社 永山祐子建築設計)    | 垣内光司(一級建築士事務所 八百光設計部)<br>長坂 大(京都工芸繊維大学教授)<br>平塚 桂(ぼむ企画 編集・ライター) |

注1: 藤井厚二賞部門の応募にあたっては、どのような意味で環境を捉え、どのように環境に関わったかも分かるよう文章、図版、又は写真で表現してください。

注2: 過去において他の賞を受けたものも可とします。

## 1. 提出

### (1) 提出書類

#### ① 審査資料

表題・各種図面・内外観写真及び説明等を A3 用紙(頁数は自由)にまとめ、1冊に綴じる。  
※審査資料において応募者名・所属組織名を記載しない。  
※審査資料に用いる言語は日本語若しくは英語とする。

#### ② 応募申込書

所定の応募申込書を本会のホームページよりダウンロードし、応募する部門の別、検査済番号等を記入する。

#### ③ 審査資料・応募申込書のデータ

下記データを1枚のCD-R又はDVD-Rに記録する。

- ・上記①をPDF形式の1ファイルにまとめる。  
データの解像度は350dpi程度とする。
- ・上記②のExcelデータ及びPDFデータ

#### ④ 応募料の払込票のコピー

### (2) 提出先

〒604-0944  
京都市中京区橋町 641 京都建設会館別館 2F  
(一社)京都府建築士会 京都建築賞 事務局  
電話: 075-211-2857 fax: 075-255-6077

### (3) 提出期限

2020年2月15日～2020年3月1日  
(持ち込みは不可とし、当日消印又は受付印有効)

## 2. 応募料

(1) 応募料は1作品につき次の通りとし、両部門に重複応募する場合はそれらの合計額とする。

<京都建築賞>部門: 40,000 円(会員は 15,000 円)

<藤井厚二賞>部門: 16,000 円(会員は 5,000 円)

※会員とは、(一社)京都府建築士会正会員のことを指す。

(2) 振込先: みずほ銀行 京都中央支店(店番号 473)  
普通 1559347 一般社団法人京都府建築士会

## 3. 所有者の了解

(1) 審査段階で物件が公開され、内部に立ち入る事があるため、応募者は建物所有者等の了解の元で応募すること。

(2) 応募に伴い所有者等との間に生じたトラブルについて、本会は一切の責任を負わないものとする。

## 4. スケジュール

(1) 結果発表 2020年5月末日  
(ホームページにて行い、受賞者には直接通知する。)

(2) 表彰式 2020年6月  
(併せて受賞作品のプレゼンテーションを行う。)

## 5. 審査方法および決定

(1) <京都建築賞>部門  
書類審査により現地審査対象作品5点程度を選出する。  
現地審査により、最優秀賞、優秀賞等を決定する。

(2) <藤井厚二賞>部門  
書類審査により現地審査対象作品5点程度を選出する。  
現地審査により藤井厚二賞を決定する。

## 6. 表彰等

(1) 会総会にて表彰し、受賞者には賞碑を授与する。また、受賞作品の施主、施工者に礼状を贈呈する。

(2) 受賞作品を「京都だより」、ホームページにて公表する。

## 7. 応募書類の取り扱い

(1) 提出書類の返却はしないものとする。

(2) 「審査資料」はポスター、「京都だより」、ホームページ等の各メディアに掲載される場合がある。応募者は書類提出をもってその発表を許諾し、関係資料を本会が選定することを了承したものとす。